

京都市交通局管理規程第27号

京都市交通局拾得物取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者  
交通局長 西村 隆

京都市交通局拾得物取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局拾得物取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条中「企画総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「営業推進室営業推進課長（以下「営業推進課長」という。）」に改める。

第3条から第14条までの規定中「総務課長」を「営業推進課長」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第11条関係）

_____	
受 領 書	
年 月 日	
（あて先）京都市交通局営業推進室営業推進課長	
住 所	
TEL .	
氏 名	
下記の金品は 年 月 日	
内において遺失したもので、	
確かに受領しました。	
記	
品 名	
数 量	
-----	
摘要	
取扱者	印

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第5号様式に定める様式用の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（交通局企画総務部職員課）